

添付資料03 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。

1 既存住棟等の解体撤去（第1期）

既存住棟（2号棟、5号棟、6号棟）の入居者のC棟（令和2年2月1日管理開始予定）移転完了後（令和2年4月1日用途廃止予定）、これらの住棟の解体撤去を行う。

2 建替住棟等の整備

既存住棟（2号棟、5号棟、6号棟）の解体撤去完了後の敷地に建替住棟等の整備を行い、県に引渡しを行う。

3 既存住棟等の解体撤去（第2期）

既存住棟（1号棟、4号棟、7号棟）の入居者の建替住棟への移転完了後（本事業対象外）、これらの住棟の解体撤去を行う。

4 分筆と活用用地の所有権移転

既存住棟の解体撤去完了後、敷地確定測量（境界杭等の設置を含む）を行い、県営住宅整備用地と活用用地とに分筆を行う。分筆登記後、活用用地については、県から用地活用業務に当たる企業へ所有権移転・登記（県：登記手続、用地活用業務に当たる企業：証紙負担）を行う。